（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課

（上席漁業監督指導官の職務）

第五百五十三条の二　上席漁業監督指導官は、命を受けて、前条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

附　則

（設置期間の特例）

6・7　（略）

8　第四十六条第一項の消費税対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人並びに近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

9・10　（略）

11　第六条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第四条第二項及び同項第四号、第五条第二号、第七条第一項、第三十四条第二項並びに第三十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令

（航路標識法施行規則の一部改正）

第一条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十七人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課

（新設）

附　則

（設置期間の特例）

6・7　（略）

8　近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

9・10　（略）

11　第六条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。